★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

		No	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 B３' 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3 B３'' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 B４' 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4 B４'' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
															合計	929,982	929,982	－	－	－	358,393	499,710	71,879	－	－													
低所得者世帯給付金に係る部分	本体分	1	R4	単	○	○	住民税非課税世帯生活支援給付金【低所得者世帯給付金】		－	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		499,710	499,710					499,710				①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割非課税世帯(6月時点)及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税相当となった世帯への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。 ②給付金 ③給付金：16,657世帯×30千円＝499,710千円 ④令和5年度住民税均等割非課税世帯及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税相当となった世帯	－	－	○	－	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
低所得者世帯給付金に係る部分	事務費	2	R4	単	○	○	住民税非課税世帯生活支援給付金（事務費）		－	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		71,879	71,879						71,879			①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割非課税世帯(6月時点)及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税相当となった世帯への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。 ②事務費 ③事務費：71,879千円 ①委託料64,650千円(申請窓口・コールセンター業務等) ②通信費3,640千円(確認書・決定通知書郵送等) ③消耗品費143千円(ファイル・コピー用紙等) ④印刷製本費 476千円(送付返信用封筒印刷) ⑤手数料 1,570千円(振込手数料) ⑥工事請負費1,100千円(電話) ④令和5年度住民税均等割非課税世帯及び令和5年1月以降に家計が急変して住民税均等割非課税相当となった世帯	－	－	－	－	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
低所得者世帯給付金以外に係る部分	R4予備費（R5.3月通知）	3	R4	単	○	－	住民税均等割のみ課税世帯等生活支援給付金		－	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		75,000	75,000				75,000					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(6月時点)への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。 ②給付金 ③給付金：2,500世帯×30千円＝75,000千円 ④令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	－	－	○	－	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
低所得者世帯給付金以外に係る部分	R4予備費（R4.9月通知）	4																																					
低所得者世帯給付金以外に係る部分	R4予備費補正（R4.4月通知）	5																																					
低所得者世帯給付金以外に係る部分	事務費	6	R4	単	○	－	住民税均等割のみ課税世帯等生活支援給付金（事務費）		－	○	○	④-Ⅳ．コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		15,859	15,859				15,859					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(6月時点)への生活支援として、1世帯あたり3万円を支給する。 ②事務費 ③事務費：15,859千円…B ①委託料15,048千円(申請窓口・コールセンター業務等) ②通信費480千円(確認書・決定通知書郵送等) ③印刷製本費 54千円(送付返信用封筒印刷) ④手数料 275千円(振込手数料) ④令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	－	－	－	－	R5.4	R6.3	対象世帯への支給率100%	HP、広報等による周知			R5補正（地）
		7																																					
		8																																					
		9	R4	単	○	－	コミュニティバス事業者支援事業		－	○	○	④-Ⅰ．原油価格高騰対策	○	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援		13,545	13,545				13,545					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受けるコミュニティバス運行事業者に対し、経営の安定化を図るため支援金を交付する。 ②支援金（コミュニティバスの運行経費の一部、燃料費高騰分） ③(1)運行経費分：10,396千円…A ①ハッピーバス R5年度年間運行経費124,353,848円×支援率8.1%=10,073千円 ②ナラシドバス R5年度年間運行経費21,528,080円×支援率1.5%=323千円 ※年間運行経費と支援率はR5年度実績値をもとに決定します。 (2)燃料費高騰分：3,149千円…B ①ハッピーバス R5年度年間燃料使用量85,912ℓ×支援単価(燃料高騰額)32円=2,749千円 ②ナラシドバス R5年度年間燃料使用量12,486ℓ×支援単価(燃料高騰額)32円=400千円 ※年間燃料使用量と支援単価はR5年度実績値をもとに決定します。 A+B=13,545千円 ④習志野市コミュニティバス運行事業者（ハッピーバス、ナラシド♪バス）	－	○	－	－	R5.4	R6.3	公共交通の安定運営を目標とした運行距離 ・ハッピーバス　281719.60km ・ナラシド♪バス　52442.28km	HPによる周知			R5補正（地）
		10	R4	単	○	－	公共交通運行継続支援事業		－	○	○	④-Ⅰ．原油価格高騰対策	○	⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援		13,600	13,600				13,600					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける地域公共交通事業者に対し、経営の安定化を図るため支援金を交付する。 ②支援金 ③ (1)路線バス：22路線×支援金300千円(一律)=6,600千円…A (2)タクシー：110台×支援金50千円(一律)=5,500千円…B (3)個人タクシー：30台×支援金50千円(一律)=1,500千円…C A+B+C=13,600千円 ④ (1)市内を運行する路線バス事業者 (2)市内に本店または営業所を有するタクシー事業者 (3)市内に住所を有する個人タクシー事業者	－	－	－	－	R5.4	R6.3	交付対象事業者への交付率100%	HPによる周知			R5補正（地）
		11	R4	単	○	－	物価高騰対策農業継続支援事業		－	○	○	④-Ⅰ．原油価格高騰対策	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		13,500	13,500				13,500					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける市内農業者に対し、営農継続及び経営の安定化を図るため支援金を交付する。 ②支援金 ③平均支援額270千円×農家数50件=13,500千円 (支援金額算出方法) R4年総販売金額×経費率(6%) 万円未満切捨 ※上限400千円 ※経費率6%は、資材燃料の高騰状況を基に設定 ④市内農業者	－	－	－	－	R5.7	R6.3	支援件数　50件	チラシ、HPによる周知			R5補正（地）
		12	R4	単	○	－	信用保証料補助金		－	○	○	④-Ⅰ．原油価格高騰対策	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		35,653	35,653				35,653					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける市内中小企業者に対し、金融機関より融資を受ける際に支払う信用保証料相当額を補助金として交付し、事業者の資金繰りの円滑化を図ることで経営を安定させ、事業継続を支援し、経営環境の改善を促す。 ②補助金、郵送料 ③ (1)補助金額：35,636千円…A ①新規融資分 2,894,889円/月(R4年実績を基に算出)×12月＝34,738,668円 ②融資条件変更分 74,774円/月(R4年実績を基に算出)×12月＝897,288円 ①+②≒35,636千円 (2)郵送料：17千円…B 対象事業者202件(R4年実績を基に算出)×84円/件≒17,000円 A+B=35,653千円 ④習志野市中小企業資金融資制度を利用している市内中小企業者および千葉県、千葉県信用保証協会制度を利用している市内中小企業者	－	－	－	－	R5.6	R6.3	信用保証料補助件数　202件	チラシ配布、広報、HPによる周知			R5補正（地）

No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
13	R4	単	○	－	商店街共同施設管理事業支援金	－	○	○	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		3,228	3,228				3,228					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける市内商店街組合等に対し、商店街組合等が管理している街路灯の電気料に対して補助を行うことで、商店街組合等の安定的な運営の維持を図る。 ②補助金 ③補助金額：3,228千円(R4年度実績を基に算出) R5年度補助対象額6,170千円-R5当初予算補助額2,942千円=3,228千円 ④市内商店街組合等	－	－	－	－	R5.4	R6.3	電気料高騰に伴う商店街組合等の負担軽減及び活性化 補助件数：11商店街組合等	習志野市商店会連合会を通じて、関係団体に周知 HPによる周知			R5補正（地）
14	R4	単	○	－	ウクライナ避難民支援事業	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		900	900				900					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受けるウクライナからの避難民に対し、負担軽減を目的に、避難先住居への入居に係る費用の一部を支援する。 ②支援金 ③支援金：900千円 ①一律支援金100千円/世帯×6世帯=600千円 ②世帯員加算金50千円/人×1人×6世帯=300千円 ※同一世帯の2人目以降は1人当たり50千円を加算 ①+②=900千円 ④ウクライナからの避難民	－	－	○	－	R5.7	R6.3	申請数　6件	窓口や電話における相談時に案内 HPによる周知			R5補正（地）
15	R4	単	○	－	教育・保育施設における電力・ガス等価格高騰支援事業	－	○	○	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		49,228	49,228				49,228					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける市内教育・保育施設設置事業者に対し、経営の安定化を図るため、運営経費の一部を支援する。 ②支援金 ③支援金：49,228千円 ①民間認可保育所(17施設) 22,317千円 ②認定こども園・新制度未移行幼稚園(7施設) 24,520千円 ③小規模事業(11施設) 2,059千円 ④認可外保育施設(1施設) 332千円 ①+②+③+④=49,228千円 ④市内の民間教育・保育施設等の設置事業者 計36施設 ①民間認可保育所(17施設) ②認定こども園・新制度未移行幼稚園(7施設) ③小規模事業(11施設) ④認可外保育施設(1施設)	－	－	－	－	R5.4	R6.3	対象事業者への支給率100%	対象全施設への通知 HPによる周知			R5補正（地）
16	R4	単	○	－	保育所等給食費支援事業	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		13,020	13,020				13,020					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける市内教育・保育施設等を利用する保護者の負担軽減を目的に、給食賄い材料費等の経費の一部を施設設置事業者に交付する。 ②需用費、補助金 ③　13,020千円 (1)需用費：市立施設に要する経費：4,594千円…A 当初予算対象経費(賄材料費)124,139千円×高騰率3.7%≒4,594千円 (2)補助金：私立施設に要する経費：8,426千円…B 市立施設における賄い材料費265円/人×高騰率3.7%×20日≒200円 200円×12か月×R5.4.1時点園児数 ※高騰率はR4年度下半期の消費者物価指数平均上昇率を基に設定 ①民間認可保育所(17施設) 4,527千円 ②認定こども園・新制度未移行幼稚園(7施設) 3,413千円 ③小規模事業(11施設) 418千円 ④認可外保育施設(1施設) 68千円 ①+②+③+④=8,426千円 A+B=13,020千円 ④市内教育・保育施設等	－	－	－	－	R5.4	R6.3	需用費：賄材料費増額に伴う保護者負担0円 補助金：対象事業者への支給率100%	対象全施設への通知 HPによる周知			R5補正（地）
17	R4	単	○	－	未就学児の成長応援臨時給付金	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		112,893	112,893				112,893					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受ける未就学児のいる子育て世帯の負担軽減を目的に給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③ (1)給付金　9,500人×10千円=95,000千円…A 0歳(令和4年度生)1,143人　1歳(令和3年度生)1,194人　2歳(令和2年度生)1,277人 3歳(平成31年度生)1,343人　4歳(平成30年度生)1,368人 5歳(平成29年度生)1,423人 小計　7,748人 未出生(令和5年度生)概算　1,310人 令和5年度転入者概算　442人 (2)事務費　17,893千円…B 需用費　850千円　役務費　2,311千円 委託料　14,000千円　使用料賃借料　732千円 A+B=112,893千円 ④令和5年度時点で小学校入学前の児童を養育する保護者	－	－	○	－	R5.4	R6.3	対象者への支給率100%	HPによる周知			R5補正（地）
18	R4	単	○	－	子どもの成長応援臨時給付金（県外転入小中学生分）	－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		11,967	11,967				11,967					①新型コロナウイルス感染症禍におけるエネルギー・物価高騰の影響を受け、県の「子どもの成長応援臨時給付金」の対象外となる、令和5年5月1日以降に県外転入した小中学生を養育する子育て世帯の負担軽減を目的に給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③ (1)給付金　760人×10千円=7,600千円…A 対象児童数(概算)　760人 (2)事務費　4,367千円…B 需用費　67千円　役務費　300千円　委託料　4,000千円 A+B=11,967千円 ④令和5年5月1日以降に県外転入した小中学生を養育する保護者	－	－	○	－	R5.7	R6.3	対象者への支給率100%	HPによる周知			R5補正（地）